

厚生労働大臣 柳澤伯夫様

2007年2月21日
全国保険医団体連合会
理事 中島幸裕

国保資格証の義務的交付に関する改善要望書

保団連は、国民健康保険被保険者資格証明書（以下、資格証）を交付された被保険者の2005年度における受診率調査を実施し、30道府県について受診率を推計しました。得られた受診率（推計）を国保中央会が毎年発表する受診率（一般被保険者の受診率）と比較しました。

その結果、資格証の交付を受けた被保険者の受診率（推計）は、一般被保険者の受診率に比べてさ著しく低いことが判明しました。この傾向は、2003年度調査、2004年度調査と同様でした。（資料参照）

資格証交付世帯が最も多い神奈川県（32,477世帯）では、資格証を交付された被保険者の受診率（医科・歯科合計）は22.43で、一般被保険者受診率（719.235）の32分の1程度でした。

神奈川県に次いで資格証交付数の多い福岡県（31,249世帯）では、資格証を交付された被保険者の受診率（医科・歯科合計）は6.54で、一般被保険者受診率（738.752）の113分の1程度でした。

資格証の交付を受けた被保険者については、必要な療養が著しく抑制されていると言わざるを得ません。

厚生労働省によれば、資格証の義務的交付は、国保保険料（税）の滞納対策として打ち出されましたが、資格証の義務的交付が開始された2001年度以降、滞納世帯は増加傾向にあり、資格証の交付が収納率向上に奏功していないことは明らかです。

滞納の基本的要因は、所得に比べ保険料（税）が高すぎることにあります。

国保加入世帯は、無職世帯主が5割を突破し（52.4%）、「所得なし」世帯が27.0%（前年比0.7ポイント増）、1世帯当たり所得額は165万円（前年比3.0ポイント減）という状況であり、保険料（税）は低所得者でも払える程度の額とする必要があります。

しかし、所得の減少にも関わらず保険料（税）は年々引上げられており、保険料（税）率（所得に占める保険料（税）の割合）は、2002（平成14）年度に8.23%に

達し、初めて8%を超えた。2004（平成16）年度は8.63%へとさらに上昇しています。

国保中央会によると、健保組合の保険料率は4.6%、政府管掌健保は6.7%であり（いずれも2001年度）、国保の保険料（税）水準は異常に高くなっています。

その結果、「払いたくても払いきれない保険料」の実態が広がっており、これを無視した資格証の交付は、滞納世帯に対する著しい受診抑制としてのみ機能していると言えます。

よって、国保制度の健全な運営を取り戻すために、下記の事項を強く要望します。

記

1、実態の把握・検証について

厚生労働省において、特別療養費の届出数及び資格証の交付を受けた被保険者の受診実態及び健康状態を把握し、義務的な交付措置について検証すること。

2、保険料（税）について

国民健康保険制度に対する国庫負担金を医療費の45%に戻し、少なくとも他の医療保険なみに保険料（税）率を引き下げること。

統一的な保険料（税）減免制度を国の責任において創設し、十分な財政措置をとること。

保険料（税）算出にあたっては自治体の裁量を認め、応益割比率を強めるよう指導や助言を行わないこと。

都道府県として、国保法75条による国保補助金制度を創設・拡充し、加入者負担の軽減を図るよう指導すること。

すべての市区町村において保険料（税）減免制度を設けるよう指導を徹底すること。その際、低所得者に係る減免基準については、少なくとも生活保護基準の1.5倍程度とするよう指導すること。

減免制度に該当することが市区町村で判断できる場合は、被保険者の申請がなくても市区町村長の職権で減免を適用するよう取扱いを改善すること。

3、被保険者証の交付について

住居が判明している被保険者については、いかなる場合も国保被保険者証（以下、正規証）を交付し、未交付（窓口預かり）をなくすこと。

4、正規証の返還請求、資格証の交付について

国保法の主旨に鑑み、滞納対策と被保険者の療養の確保を切り離して扱うこと。

現物給付を本旨とする国保法に反する資格証の交付をやめること。

正規証の返還請求は、滞納世帯主に面談し「特別の事情」の有無を把握した上で行き、単に呼び出しに応じないことをもって返還請求を行わないこと。

返還請求にあたっては、生活状況を把握し、減免規定に該当得る場合は、減免方法等を親切に説明すること。

保険料(税)を分納せざるを得ない場合は「特別の事情」に該当する扱いとすること。

正規証の返還請求から除外する対象に、次の者を加えること。

- ・ 65歳～75歳未満の高齢者
- ・ 地方単独医療費助成事業の受給者
- ・ 就学援助、児童扶養手当等の「公の援助」を受けている世帯に属する高齢者
- ・ 生活が困難な世帯（生活保護基準の1.5倍程度まで）に属する高齢者

返還を求めている正規証の有効期限が切れた場合は、返還があったものとみなさず、正規証を交付した上で返還請求を行うこと。

5、特別療養費の取扱いについて

医師の応召義務に鑑み、資格証を交付された被保険者が病気・負傷等で治療が必要となり、その旨医療機関から連絡があった場合は、保険者は直ちに正規証を交付する取扱いとすること。

資格証を持参した患者が医療機関の窓口で医療費の支払をしなかった場合は、保険者が医療機関に医療費を支払う措置をとること。

以上